

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
契約事務取扱規程

制定 平成29年4月1日
改定 令和元年5月1日
改定 令和3年4月1日
改定 令和8年4月1日
規程第48号

第1章 総則

(目的)

第1条 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程（平成29年規程第42号。以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、もって契約事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人が締結する契約に関する事務の取扱については、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2章 競争参加者の資格

(競争入札の参加者の資格)

第3条 経理責任者は、会計規程第30条に規定する競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 競争入札に参加できる者は、発注案件に応じて大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者又は大阪市入札有資格者名簿に掲載されている者とする。

3 大阪府入札参加停止要綱又は大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく入札参加停止の措置がなされている者を、当該入札参加停止の期間、競争入札に参加させることができない。

4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 5 経理責任者は、前項で規定する以外の者で一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者から競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、大阪府又は大阪市の定める審査に関する取扱に準じて審査し、資格を与えるものとする。

（入札に参加できない者）

第4条 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者は、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加することができない。

第3章 契約方式別の手続

（一般競争入札）

第5条 法人の契約は、一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、第18条又は第23条の規定により指名競争入札又は随意契約の方法による場合は、この限りでない。

- 2 経理責任者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札について必要な事項を公告し、不特定多数の者をして競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。
- 3 経理責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。
- 4 経理責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該入札を行わせることができる。
- 5 経理責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（一般競争入札の公告）

第6条 一般競争入札の公告は、入札の日前5日（緊急の必要がある場合においては、入札の日前1日）までに、法人のホームページに次に掲げる事項を掲載又は掲示しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情で法人のホームページに掲載又は掲示することができないときは、掲示板に掲示してその掲載又は掲示に代えることができる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 入札の場所及び日時
- (3) 入札に付する事項
- (4) 契約履行を示す場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

2 前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける工事のうち予定価格が500万円以上のもにに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間をおいてしなければならない。

(一般競争入札参加の手續)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者が、第3条第5項に基づく申請を行なう場合にあっては、法人が別に定める日までに次の各号に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、個人にあっては、住民票記載事項証明書その他の本人の住所を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長又は経理責任者が必要と認める書類

(一般競争入札の入札保証金の納付等)

第8条 会計規程第31条第1項に規定する入札保証金の率は、入札に参加しようとする者の見積もる金額の100分の2以上とする。

2 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、落札者の納めた入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(一般競争入札の入札保証金の免除)

第9条 経理責任者は、契約の締結に当たり一般競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 入札に参加しようとする者が、過去の入札（法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体との入札を含む。）において、落札後契約を確実に締結しており、落札者となった場合に契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 入札に参加しようとする者が、過去の契約（法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体との契約を含む。）において、契約を誠実に履行しており、落札者となった場合に契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 入札に参加しようとする者が、社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有してしており、落札者となった場合に契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、経理責任者は、当該入札保証金の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。

第10条 削除

（一般競争入札における予定価格等）

- 第11条 経理責任者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を作成しなければならない。ただし、入札審査会設置要綱第5条における各部会で審査した事案については、各センター長が予定価格を作成することができる。
- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 経理責任者は、一般競争入札に付する事項の予定価格を記載した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、経理責任者が入札及び契約の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

（一般競争入札における低入札価格調査基準価格による落札者の決定）

- 第12条 経理責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができる。
- 2 経理責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、しないこととするか否かを決

定するための調査をすることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設けるものとする。

（一般競争入札における最低制限価格による落札者の決定）

第13条 経理責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

（一般競争入札における低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表等）

第14条 経理責任者は、前2条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第11条に規定する予定価格の書面に併せてこれを記載しなければならない。ただし、経理責任者が入札及び契約手続きの透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

（一般競争入札の開札および再度入札）

第15条 一般競争入札の開札は、第6条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

3 経理責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、入札者のうち予定価格の制限の範囲内で入札がないとき（第13条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札をすることができる。

（一般競争入札における同額入札の場合の決定方法）

第16条 経理責任者は、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 経理責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（一般競争入札における総合評価制度）

第17条 経理責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第30条第3項又は第5条第3項、第12条若しくは第13条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価

格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする
ことができる。

- 2 経理責任者は、前項の規定により、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする
ことができる。
- 3 経理責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 経理責任者は、落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かななければならない。
- 5 経理責任者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 6 前項の規定により学識経験を有する者の意見を聴く場合において、大阪府又は大阪府が設置する評価委員会等に、意見の提出を委託することができる。
- 7 経理責任者は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第6条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(指名競争入札)

第18条 会計規程第30条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札の参加者の資格)

第19条 第3条及び第5条第3項から第5項の規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第20条 経理責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 経理責任者は、前項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5者以上を指名しなければならない。

3 第1項の場合において、経理責任者は、第6条第1項第2号から第7号までに掲げる事項を、指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。

4 経理責任者は、次条において準用する第17条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第3項の規定により通知するときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知しなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第21条 第8条及び第11条から第17条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(指名競争入札の入札保証金の免除)

第22条 第9条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第23条 会計規程第30条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 400万円

イ 財産の買入れ 300万円

ウ 物件の借入れ 150万円

エ 財産の売払い 100万円

オ 物件の貸付け 50万円

カ アからオに掲げるもの以外のもの 200万円

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を次条に定める手続きにより買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けた者から次条に定める手続きにより役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から次条に定める手続きにより受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から次条に定める手続きにより受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続きにより買い入れる契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (10) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に経理責任者が承認したとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。
- (随意契約の手続)

第24条 前条第1項第3号及び第4号の手続きは、次に掲げる手続きとする。

- (1) 毎年度当初に、当該年度の前条第1項第3号及び第4号の規定により随意契約の方法により締結する契約（以下この条において「契約」という。）に係る物品又は役務の提供の業務の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を公表すること。
 - イ 契約の内容
 - ロ 契約の相手方の決定の方法及び基準
 - ハ 公募により相手方を決定する場合にあっては、その申請方法
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、必要な事項
- (3) 契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を公表すること。
 - イ 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
 - ロ 契約の相手方とした理由
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要な事項

(見積書の徴取及び省略)

第25条 経理責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2者以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより、同項の比較見積を省略することができる。

- (1) 特定の者でなければ履行できないもの
- (2) 同一の品質、規格、仕様等で業者により価格が異なるもの
- (3) 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が30万円以下の契約
- (4) 作業前において、修理、修繕すべき箇所の特정이できないため、適正な比較見積が期待しえないもの
- (5) 式典等に使用する生花
- (6) 災害発生時又は発生が予想される時における応急対策に要する物品
- (7) 施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの
- (8) 契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの
- (9) 再度の入札に付し落札者がいないもの

3 取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が30万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、ファックス、電子メール及びウェブページ等により価額の見積りを取り、その状況を記録しておくことにより見積書の徴取に代えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 日、週、旬、月を単位として発行される新聞、官報その他の定期刊行物であって、価額が通常定価であり、かつ、その定価が一般に周知されているもの
- (2) 例規等の追録
- (3) 定価、送料等が表示されている書籍類
- (4) 既になされた単価契約に基づいて履行するもの
- (5) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体その他公共的団体と締結する契約
- (6) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
- (7) 会計規程第24条の規定により現金で支払うことができる経費に係る契約
- (8) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ定められている価格に基づく契約

（契約書の作成）

第26条 経理責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額

- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設業法第2条第1項に定める建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約にあつては、契約書（契約約款を含む。）に記載する事項は、同法第19条第1項各号及び前項第7号に掲げるものとする。

（契約書の省略）

第27条 経理責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により、契約金額が250万円を超えない契約を締結しようとするとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
- (3) 物品を購入する場合において、即納される時。
- (4) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとする時。
- (5) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとする時。
- (6) あらかじめ定められている価格に基づく契約を締結しようとする時。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、経理責任者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

（契約保証金の納付）

第28条 会計規程第32条第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。

2 契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

3 経理責任者が必要と認める契約については、契約を締結しようとする者に確実な保証人を立てさせなければならない。

(契約保証金の免除)

第29条 経理責任者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業の契約の相手方が特定事業実施会社となる場合において、当該特定事業実施会社を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約の保険金請求権について、当該特定事業の契約に係る法人の違約金の債権の担保として質権が設定されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条、第5条第3項、同条第4項又は第19条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 契約金額が250万円以下であり、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
- (7) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、その他経理責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。

2 前項第3号の規定により契約保証金の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請（様式第1号）を行わなければならない。

(契約保証金による充当)

第30条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したときこれに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 前項の規定による充当により、契約保証金の不足を生じたとき又は充当によってもなお不足金額があるときは、これを追納させるものとする。

(契約保証金の還付等)

第31条 契約保証金は、契約の相手方がその債務を履行した後、これを還付する。ただし、契約においてかし担保保証金としてその全部又は一部を留保する必要があるときは、この限りでない。

第32条 削除

(監督の方法)

第33条 会計規程第35条第1項に規定による監督は、立会い及び指示の方法によるほか、必要に応じて工程の管理、履行途中における工事製造等の使用材料の試験その他の方法により行わなければならない。

2 経理責任者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第34条 会計規程第35条第1項の規定による検査について、経理責任者又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。

4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

5 検査職員は、特別の必要がある場合を除き、監督職員を兼ねることができない。

(減価採用)

第35条 給付の目的物に僅少の不備な点がある場合で、その使用上重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から交換、手直し等が困難と認められるときは、相当の価額を減価のうえ、これを採用することがある。

2 債務の履行を遅延した場合において前項の規定によりその目的物を採用したときは、延滞違約金は、減額後の価格により算定する。

(検査における不合格)

第36条 検査の結果、不合格と判定されたときは、契約者は、自己の費用をもって、遅滞なく、取りこわし、撤去、取替え又は修補等の必要な処置をとらなければならない。

2 契約者又はその代理人が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査調書の作成)

第37条 検査職員は、会計規程第35条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第2号)を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が250万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名することでこれに代えることができる。また、財務会計システムに検査した職員の職・氏名を記録したときは、記名を省略することができる。

2 第34条第1項から第4項及び前項の規定は、会計規程第35条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

第38条 経理責任者は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額)につき年3パーセントの割合で計算した額とする。

3 経理責任者において必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず契約において特に違約金の額を定めることができる。

4 第1項に規定する延滞違約金の総額が100円未満のものについては、これを免除する。

5 延滞違約金は、契約の相手方に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、元号改正に伴う様式の規定について、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

契約保証金免除申請書

年 月 日

地方独立行政法人
大阪産業技術研究所 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

今般、 契約に関し、下記のとおり地方独立行政
政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第29条第1項第3号に該当しますので、
契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

契約履行年月日	契約件名	契約金額	取引先

- 1) この申請書には、契約を締結しようとする日を起算日として、過去2年間に契約の履行を完了した日が含まれるもののみ記載してください。
- 2) 記載した契約について、契約書等の写しを添付してください（上記の内容証明に関係しない部分の添付は省略可能です）。

確認欄	部長	室長・部長補佐	担当

検査調書

年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所理事長 様

検査員 職氏名

検査の結果次のとおり契約書及び仕様書に適合するものと認めます。

記

契約案件名	
数量	
契約業者名	
契約金額	金 円（消費税及び地方消費税含む）
契約年月日	年 月 日
納入場所	
検査年月日	年 月 日
検査内容	